

# 介護報酬の解釈 1 単位数表編 (令和3年4月版) 追補その3

令和4年8月・社会保険研究所

## ●追補

標記図書につき、以下の告示・通知により、追補します。

なお、介護職員等ベースアップ等支援加算の創設等が行われる、**令和4年度介護報酬改定(令和4年10月実施)に関する情報については、別途追補します。**

- 令和4年3月17日 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」等の一部改正について(老介発0317第1号・老高発0317第1号・老認発0317第1号・老老発0317第1号)
- 令和4年3月23日 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する件(厚生労働省告示第80号)
- 令和4年3月31日 「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正について(老高発0331第2号)

頁【サービス】	該当頁内の箇所	旧	新
125【居宅サービス通則】	改正履歴	※以下を追加する ／令4老介発0317第1老高発0317第1老認発0317第1老老発0317第1	
129【居宅サービス通則】	改正履歴	※以下を追加する ／令4老介発0317第1老高発0317第1老認発0317第1老老発0317第1	
134【居宅サービス通則】	上から5行目後	※以下を追加し、(2)～(5)の項番を1ずつ繰り下げる <b>(2) 電子情報処理組織による届出</b> ① (1)の規定にかかわらず、届出は電子情報処理組織(届出が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)とその届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ただし、当該行政機関等の使用に係る電子計算機と接続した際に当該行政機関等からプログラムが付与される場合は、その付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えているものに限る。以下同じ。)を使用する方法により行わせることができる。 ② ①の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出については、書面等により行われたものとみなして、本通知及びその他の当該届出に関する通知の規定を適用する。 ③ 電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出は、当該届出を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。	
135【居宅サービス通則】	下から10行目	<b>(1) 届出書類の受取り、要件審査、届出の受理及び国保連合会等への通知</b> 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「訪問通所サービス通知」という。)第1の1の(1)から(4)まで〔→前頁〕を準用する。	<b>(1) 届出書類の受取り、要件審査、届出の受理及び国保連合会等への通知</b> 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「訪問通所サービス通知」という。)第1の1の(1)から(5)まで〔→前頁〕を準用する。
553【福祉用具貸与等】	見出しを含めて上から5行目	(最終改正;平成28年4月14日 老高発0414第1号)	(最終改正;令和4年3月31日 老高発0331第2号)

	右段上から4行目～	<p><b>(1)自走用標準型車いす</b></p> <p>日本工業規格 (JIS) T9201 : 2006 のうち自走用標準形, 自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。</p> <p>また, 自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。</p> <p><b>(2)普通型電動車いす</b></p> <p>日本工業規格 (JIS) T9203 : 2010 のうち自操用標準形, 自操用ハンドル形, 自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。</p> <p>なお, 自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては, 車いす本体の機構に応じて(1)又は(3)に含まれるものであり, 電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。</p> <p><b>(3)介助用標準型車いす</b></p> <p>日本工業規格 (JIS) T9201 : 2006 のうち, 介助用標準形, 介助用座位変換形, 介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。</p> <p>また, 日本工業規格 (JIS) T9203 : 2010 のうち, 介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。</p>	<p><b>(1)自走用標準型車いす</b></p> <p>日本産業規格 (JIS) T9201 : 2006 のうち自走用標準形, 自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。</p> <p>また, 自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。</p> <p><b>(2)普通型電動車いす</b></p> <p>日本産業規格 (JIS) T9203 : 2010 のうち自操用標準形, 自操用ハンドル形, 自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。</p> <p>なお, 自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては, 車いす本体の機構に応じて(1)又は(3)に含まれるものであり, 電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。</p> <p><b>(3)介助用標準型車いす</b></p> <p>日本産業規格 (JIS) T9201 : 2006 のうち, 介助用標準形, 介助用座位変換形, 介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。</p> <p>また, 日本産業規格 (JIS) T9203 : 2010 のうち, 介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。</p>
555〔福祉用具貸与等〕	右段上から4行目～	<p><b>(6)介助用ベルト</b></p> <p>居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって, 起き上がり, 立ち上がり, 移乗等を容易に介助することができるもの。</p> <p>ただし, 購入告示第3項第七号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。</p>	<p><b>(6)介助用ベルト</b></p> <p>居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって, 起き上がり, 立ち上がり, 移乗等を容易に介助することができるもの。</p> <p>ただし, 購入告示第4項第七号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。</p>
563〔地域密着型サービス通則〕	改正履歴	<p>※以下を追加する</p> <p>／令4老介発0317第1老高発0317第1老認発0317第1老老発0317第1</p>	
570〔地域密着型サービス通則〕	下から15行目後	<p>※以下を追加し, (2)～(5)の項番を1ずつ繰り下げる</p> <p><b>(2) 電子情報処理組織による届出</b></p> <p>① (1)の規定にかかわらず, 届出は電子情報処理組織(届出が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)とその届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ただし, 当該行政機関等の使用に係る電子計算機と接続した際に当該行政機関等からプログラムが付与される場合は, その付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えているものに限る。以下同じ。)を使用する方法により行わせることができる。</p> <p>② ①の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出については, 書面等により行われたものとみなして, 本通知及びその他の当該届出に関する通知の規定を適用する。</p> <p>③ 電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出は, 当該届出を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。</p>	

848〔居宅介護支援〕	最終改正	※以下に差し替える 令4老介発0317第1老高発0317第1老認発0317第1老老発0317第1
881〔施設サービス通則〕	改正履歴	※以下を追加する ／令4老介発0317第1老高発0317第1老認発0317第1老老発0317第1
886〔施設サービス通則〕	上から5行目	<b>(1) 届出書類の受取り, 要件審査, 届出の受理及び国保連合会等への通知</b> 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「訪問通所サービス通知」という。）第1の1の(1)から(4)までを準用する。
	上から13行目後	<b>(1) 届出書類の受取り, 要件審査, 届出の受理及び国保連合会等への通知</b> 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「訪問通所サービス通知」という。）第1の1の(1)から(5)までを準用する。
1283〔介護予防サービス通則〕	改正履歴	※以下を追加する ／令4老介発0317第1老高発0317第1老認発0317第1老老発0317第1
1286〔介護予防サービス通則〕	上から7行目後	※以下を追加し, (2)～(5)の項番を1ずつ繰り下げる <b>(2) 電子情報処理組織による届出</b> ① (1)の規定にかかわらず, 届出は電子情報処理組織（届出が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ただし, 当該行政機関等の使用に係る電子計算機と接続した際に当該行政機関等からプログラムが付与される場合は, その付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えているものに限る。以下同じ。）を使用する方法により行わせることができる。 ② ①の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出については, 書面等により行われたものとみなして, 本通知及びその他の当該届出に関する通知の規定を適用する。 ③ 電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出は, 当該届出を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。
1588〔特定福祉用具等〕	改正履歴（左段）	※以下を追加する ／令和4年3月23日 厚生労働省告示第80号
	改正履歴（右段2行目）	※以下を追加する ／令和4年3月31日 老高発0331第2号
	「2 自動排泄処理装置の交換可能部	※左右段に「3 排泄予測支援機器」として以下を追加し, 左段の3～5を1ずつ繰り下げる <b>3 排泄予測支援機器</b>
		購入告示第3項に規定する「排泄予測支援機器」は, 利用者が常時装着した上で, 膀胱内の状態を感知し, 尿量が推定

	品」の後	量を推定するものであって、 排尿の機会を居宅要介護者等 又はその介護を行う者に通知 するもの	するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排 尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で 通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するも の及び専用シート等の関連製品は除かれる。
	右段下から 9 行目	購入告示第 3 項各号に掲げる「入浴補助用 具」は、それぞれ以下のとおりである。	購入告示第 4 項各号に掲げる「入浴補助用 具」は、それぞれ以下のとおりである。
1589〔特定福 祉用具等〕	右段上から 19 行目	購入告示第 4 項に規定する「空気式又は折 りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、 硬質の材質であっても使用しないときに立て 掛けること等により収納できるものを含むも のであり、また、居室において必要があれば入 浴が可能なものに限られる。	購入告示第 5 項に規定する「空気式又は折 りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、 硬質の材質であっても使用しないときに立て 掛けること等により収納できるものを含むも のであり、また、居室において必要があれば入 浴が可能なものに限られる。
1594〔住宅改 修〕	改正履歴（右 段 2 行目）	※以下を追加する ／令和 4 年 3 月 31 日 老高発 0331 第 2 号	
	右段上から 8 行目	住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」 とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室 間の床の段差及び玄関から道路までの通路等 の段差又は傾斜を解消するための住宅改修を いい、具体的には、敷居を低くする工事、スロ ープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等 が想定されるものである。 ただし、貸与告示第 8 項に掲げる「スロー プ」又は購入告示第 3 項第五号に掲げる「浴室 内すのこ」を置くことによる段差の解消は除 かれる。 また、昇降機、リフト、段差解消機等動力に より段差を解消する機器を設置する工事は除 かれる。	住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」 とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室 間の床の段差及び玄関から道路までの通路等 の段差又は傾斜を解消するための住宅改修を いい、具体的には、敷居を低くする工事、スロ ープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等 が想定されるものである。 ただし、貸与告示第 8 項に掲げる「スロー プ」又は購入告示第 4 項第五号に掲げる「浴室 内すのこ」を置くことによる段差の解消は除 かれる。 また、昇降機、リフト、段差解消機等動力に より段差を解消する機器を設置する工事は除 かれる。